

特定非営利 動法人日本ガ

(6)&ガラパゴスに関連する調査の実施 支援 及び 究者の支援に係る事業

(7)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任し

活動等を行うものとする。

第4章 会 議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総

- (1)&日時及び場所
 - (2)&理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3)&審議事項
 - (4)&議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)&議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

（特別理事会）

第40条& 理事長は理事会の議決事項

(事業年度)

第46条 この

